

別記

【各費目の助成対象経費の考え方】

費目名	具体的事例
旅費 (交通費、宿泊費の実費 ※日当等その他の経費は対象外)	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者による市場調査、商談会・展示会・物産展出展等に係る旅費 ・バイヤー招へいに係る旅費 <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金 ・出張に使用した車両のガソリン、軽油代、駐車場代、高速道路料金 ・助成対象者の通常の営業活動 ・事実上、必要がない行程に係る旅費
謝金 (専門家等)	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等に関する講演、指導・助言を依頼した外部専門家（大学教授、コンサルタント等）に謝礼または対価として支払われる経費 <p>(留意事項) 金額が社会通念や行政機関の規定等に照らして著しく高額な場合には、その全額又は一部を補助対象経費から除外する場合がある。</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携体の構成員を、専門家とした支出 ・一般的な経営指導・コンサルタント活用にかかる経費や、恒常的に依頼する顧問料 ・講師等の飲食代
賃金 (専ら試食PR等の業務に従事するスタッフなど)	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商談会への出展時に、臨時的に雇用するマネキンに対して支払われる経費 ・アンケート調査員、展示会での補助要員等の短期雇用のための賃金、交通費 <p>※ 出勤簿、業務内容の管理簿の作成必要</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期雇用者や本事業に従事したことが確認できないものの賃金等
役務費 (通訳、翻訳、分析・試験経費等)	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳、通訳に要する費用 ・販路開拓を行う商品等の検査・分析を行うための経費
委託費 (商談会・展示会等ブース出展、ホームページ作成、パッケージ制作等)	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出展、参加、(サンプル、販促資材等の) 運搬などに係る経費 ・試作品の製造・改良・加工を行うために必要な経費 <p>(留意事項) 発注予定価格が10万円以上の場合は、原則として2者以上から見積徴収により業者選定を行い、契約締結を行うこと</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの維持管理等の経費
印刷製本費	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料や印刷物作成のために支払われる経費
広告宣伝費	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に必要なパンフレット等の作成費及び広報媒体等を活用するために支払われる経費 <p>(留意事項) ①発注予定価格が10万円以上の場合は、原則として2者以上から見積徴収により業者選定を行い、契</p>

	<p>約締結を行うこと。</p> <p>②作成物は、事業期間中にほぼ全量、配布するものとする</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の販売に係る広告宣伝費
<p>消耗品費 (試食サンプル費、 材料費等)</p>	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会での試食提供用紙皿など販路開拓に要する消耗品の購入費 <p>(留意事項)</p> <p>①取得価格(税込)が、5万円未満とする</p> <p>②事業期間中に全量使用することが原則</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等の事業者の通常の業務活動にかかる消耗品の購入 ・販売商品の製造にかかる消耗品費
<p>会場費</p>	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家等を含んだ会議や展示会等の会場費 <p>(留意事項) 社会通念上妥当な金額に限る。</p>
<p>輸送費</p>	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外へ輸送した際に生ずる品質への影響等を調査するための試験輸送費、通関費用等 <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売用商品の輸送経費
<p>通信費</p>	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な郵便代 <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、インターネット、電子メールの利用料金
<p>リース料</p>	<p>○ 対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試作、開発のための専門の用途であり、かつ、必要最低限の機械装置のリース、レンタル料 <p>(留意事項)</p> <p>①リース、レンタル料は、助成期間内に係る分のみに限る</p> <p>②リース、レンタル又は購入した機械装置で販売商品の製造を行うことは禁止</p> <p>× 対象外：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性の高い什器類、パソコン等

【助成対象とならない経費：共通】

補助先の経営者及び従業員、非常勤職員等の人件費・飲食費
明細書等による内訳の確認が困難など、助成対象経費と他の経費の区分ができない又は区別できにくいもの
証拠書類が整わないもの
補助対象期間外に、発注、契約、納品、支出した経費
権利金、保証金、振込手数料
販売に係る農林水産物購入・商品製造等に係る経費
査証、パスポートの取得、傷害保険等任意保険の加入手数料
税務申告・決算書作成等に要する経費
その他、公社が不適当と判断したもの